

新型コロナウイルス感染症に係る郡山市労働福祉会館における感染拡大 予防、施設の貸館ガイドライン（令和5年3月13日適用）

1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは、「マスク着用について(令和5年3月9日付け:福島県)」及び「感染拡大防止のための基本対策(令和5年3月13日改定:福島県)」に基づき、当会館の実情に合わせて運用します。

2 貸館の利用中止や延期の検討について

本ガイドラインに基づくリスク評価において、貸館利用に係るリスクへの対応等が整わない場合は、利用の中止や延期も検討してください。

※リスクへの対応が整っていないと判断した場合、または感染症拡大防止のため当会館が休館する場合などは、施設利用の中止を要請することがあります。

3 感染拡大予防について

施設の利用にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、利用者は次のことに留意して施設をご利用ください。

なお、不明な点がある場合、お問い合わせください。

(1) 基本的な感染防止対策の徹底について（利用者への周知・広報）

主催者は次のことについて、利用者へご周知ください。

- ① 「状況に応じたマスク着用」、「咳エチケット」、「手洗い・手指消毒」を徹底すること。
- ② 当日、各自で来館前に検温を行うこと。
- ③ 発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者には、利用・参加をご遠慮いただくこと。
- ④ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への訪問歴があり、政府所定の待機期間中の方には、利用・参加をご遠慮いただくこと。
- ⑤ ①～④のほか、感染症対策の注意喚起や必要に応じて保健所へ相談すること。

(2) 利用日当日にすること

- ① 37.5℃以上の発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪

い方、新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中の方を入場させないようご対応ください。

- ② 来場者に「状況に応じたマスクの着用」、「咳エチケット」、「手洗い・手指消毒」をするようご案内ください。（消毒液等資材は主催者が準備し、会場の入口に設置してください。）
- ③ 身体的距離の確保をお願いします。
- ④ 密閉空間にならないよう、適宜、各部屋の扉や窓を開けてご利用ください。（※音漏れにご注意ください。）
- ⑤ エレベーター内での密集を回避するために、足が不自由な方や妊娠されている方などをのぞいて、エレベーターの使用はできるだけお控えください。（エレベーターの利用は、四隅に寄るなど距離を保ってご利用ください。）

(3) 利用者に感染者が発生した場合

主催者は、参加者に感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関への情報提供及び聞き取りに協力してください。また、速やかに当会館へお知らせください。

4 施設の貸出について

(1) 各施設の定員について

当面、会議室の定員は、表のとおりとします。

	会議室	床面積 (㎡)	定員 (人)	ガイドライン 定員 (人)	換気 可否
1	大ホール	348.3	216	144	可
2	中ホール	178.5	108	72	可
3	第1会議室	59.5	30	26	可
4	第2会議室	59.5	30	26	可
5	第3会議室	49.0	20	16	可
6	第4会議室	49.0	20	16	可

(2) 利用上の注意事項

- ① 状況に応じマスクを着用し、咳エチケットを徹底してください。
- ② こまめな手洗い・手指消毒をしてください。
- ③ 会議室のレイアウトは別添図面のとおりご利用ください。
- ④ 身体的距離を確保の上ご利用ください。
- ⑤ 換気をしながらご利用ください。
- ⑥ 飲食は、人と人との距離を確保した上でお取りください。
- ⑦ ご利用の際は、水分を採るなど熱中症にもご注意ください。

5 感染が疑われる方が発生した場合について

- (1) 感染が疑われる方が発生した場合、速やかに事務室に相談し、別室に移動してください。
- (2) 対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底してください。

6 その他

- (1) このガイドラインの適用期間は、当分の間とします。
- (2) このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生動向、国、福島県及び郡山市の方針を踏まえ随時更新します。

7 附則

このガイドラインは、令和5年3月13日から適用します。（令和5年3月13日改正）